

2-1. 【通級による指導（特別支援教室・言語障害通級指導学級）の継続の場合】

（注意）特別支援教室・ことばの教室以外の通級を利用している場合は、事前にお電話で確認をさせていただきます。

【手続きの流れ（概要）】

①、②、③



利用申請書の送付 （千代田区教育委員会→保護者）	千代田区教育委員会から「通級による指導に係る利用申請書」を保護者宛に送付します。
-----------------------------	--



利用申請書の記入および郵送 （保護者→千代田区教育委員会）	送付された「通級による指導に係る利用申請書」を全て記入のうえ、郵送でご提出ください。 【送付先】 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 教育委員会事務局子ども部指導課特別支援教育担当
----------------------------------	---



就学相談の情報および資料の引継ぎ （千代田区教育委員会→転入先の学校）	千代田区教育委員会から転入先の区立学校へ就学相談の情報および資料、利用申請書を引継ぎます。
--	---



以降、転入先の区立学校での通級による指導の開始日等については、引継ぎの資料を基に転入先の学校区立学校と保護者で面談を行い、決めていきます。	
---	--